

令和3年9月22日

兵庫労働局長  
鈴木一光 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 梅野巨利

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月16日付け兵労発基 0716 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

兵庫県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者  
(1) 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)  
(2) (1)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所  
(3) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。  
(1) 18歳未満又は65歳以上の者  
(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの  
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者  
イ 清掃又は片付けの業務  
ロ 洗車又はワックスかけの業務  
ハ 塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間930円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和3年12月1日